

毎月第2・4土曜しんぐうマルシェを開催します

町内の農家および事業所
を持つ出店者を募集して
います！

◆しんぐうマルシェ店舗紹介 VOL.19

今回ご紹介する店舗は新宮町で活動している『アンビっ子』さんです。

「子どもたちにいろいろな体験活動を企画し、子どもたちの「育ち」を応援する団体です。スタッフも元気に活動しています！」

自慢の一品 『わたがし作りやスライム作り体験』

こだわりポイント 『子どものやる気とコミュニケーション力を養うよう務めています』

日時 7月13日(土)・27日(土) 午前9時30分～午後2時

場所 そぴあしんぐう(芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋

※雨天中止になる場合があります。詳しくは公式ホームページ『新宮 navi』または公式SNS『しんぐうよかどこ探検隊』をご確認ください。

※しんぐうマルシェの公式LINEで最新情報を発信していますので、ご登録おねがいします。



問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。
相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外
在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182 (開設時のみ)

貴金属の買い取りなどの強引な訪問購入に注意しましょう！

事例

年配の女性から「どんなものでも買い取ります」と丁寧な電話があり、洋服の訪問買い取りを了承した。しかし、訪問したのは若い男性で、突然「貴金属はないか」と強い言葉で言った。怖くなって、ネックレスなどを渡してしまった。若い男性は、探している間に買い取り書を勝手に作り、お金を置いて帰った。

アドバイス

- ①訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。
- ②前もって電話などで訪問を約束した場合でも購入業者は、消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることはできません。
- ③売却する場合は、必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類や買い取り価格、事業者の連絡先などが記載されているかを確認することが大切です。
- ④訪問購入は、条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むこともできます。困ったときには消費生活相談室にご相談ください。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238 (直)